ロ　改築後の貯水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、貯水面積が五十ヘクタール以上増加することとなるダムの改築（当該改築後のダムが「大規模ダム改築」という。）の事業（当該改築後のダムが水力発電所の設備となるものを除く。）　都道府県知事又は一級河川について河川法施行令第四十五条第二号に係る場合に限る。）の指定都市の長が施行する場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとするダムの改築の事業に該当しないものとし、当該改築後のダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該発電所の設備となる